

別紙

諮問第562号、第563号、第566号、第567号、第569号、第570号

答 申

1 審査会の結論

「指導経過記録票」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件開示請求1から6までに対し、東京都知事が行った同表に掲げる各一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

(ア) 趣旨

a 諮問第562号

一部開示決定処分を取り消し、非開示部分の開示を求める。

また、白抜きにより請求人が掌握できない非開示部分があれば、その理由も求める。

b 諮問第563号

一部開示決定処分を取り消し、非開示部分の開示を求める。

また、対象外とされた白抜きの部分の開示も求める。

c 諮問第566号、第569号及び第570号

一部開示決定処分を取り消し、非開示部分の開示を求める。

また、空白（白抜き）行があるが、ここが対象外となっているのであれば、その対象外部分も開示又は規定に正当に準じたものとして非開示を求める。

d 諮問第567号

一部開示決定処分を取り消し、非開示部分の開示を求める。

また、空白（白抜き）行があるが、ここが対象外となっているのであれば、その対象外部分も開示又は規定に準じた非開示を求める。

(イ) 理由

a 諮問第562号

(a) 「相談主訴」について

主訴とは、相談内容や訴えの主要な部分を要約した内容であり、“主”とは本人を指すものであると審査請求人は認識しているが、それに相違なければ非開示とすることは不当である。本人の訴えでありながら本人に隠すことに理由も根拠もない。

以上は、主訴を本人の訴えとして捉えた場合であるが、児童相談所の主訴は児童相談所の援助方針を示すものなのか。もしそうであるならば、“主訴”と表記すべきではない。そして、そのような援助方針であったとしても、援助を受ける側は何の援助だったのか、直接本人に関わること、本人が受けたことであるから知る権利はある。本人に知らせないとする正当性があるならば、それを理解できるように示すべきである。

(b) 「要旨」について

2行目の黒塗りの部分は、過去の経緯か又はそれに対する対処ではないかと推測する。仮にそうだとすると、それは本人に起因するものであるからして、それを非開示情報とする条例16条6号の適用には当たらない。

他方、そうではない場合であっても、適切な業務遂行に支障を来すおそれを見当たらず、条例16条6号の適用は不当である。

2行目以降の非開示情報についても同様である。

b 諮問第563号

(a) 「相談主訴」について

前記 a (a) に同じ。

(b) 「要旨」について

1行目の黒塗りの部分、何を実施したかが非開示となっているが、これを事前に本人に知らせたとしたら、証拠の隠滅や虚偽実態の作為を図られたりと適切な判断に支障を来すこともあるかもしれない。しかし、本件は既に事後である。児童相談所としては、判断の内容とその根拠を本人にフィードバックし、助言指導をすべきである。

要旨1行目の最後の部分が白抜きとなっている。この部分を対象外とすることも不当であるし、対象外とする理由もなく、理由の想定も全くできない。

要旨4行目も同様である。

要旨5行目から6行目の黒塗り部分について、後に、担当者から聞いた話からも非開示にする理由及び根拠がない。

(c) 「詳細」について

1行目の記述について、審査請求人にそれを非開示とする正当な理由及び根拠がない。

また、7行目から27行目までに至っては、かぎ括弧が用いられ、審査請求人の発言として記述されている。審査請求人の発言や様子であるのに、非開示箇所があるというのは、全く理解できない。

29行目と30行目に空白があるが、これも対象外であるならば、対象外を認める法的根拠を示すべきである。

30行目以降の4行分、こちらには審査請求人の発言ではなく、家庭訪問の結果が記されているのではないかと考えるが、それは家庭の状態や審査請求人又は児の様子が記されているのではないか、それらの態様は審査請求人の個人情報であり、知る権利を伴うものである。援助方針の一環とし

て審査請求人自身や家庭の確認を行った内容を、その本人に開示することによって、「適正な業務遂行に支障を来す」ものではない。

児童相談所が家庭訪問の目的や援助方針を相手方に開示しない、態様までも秘密にする、その業務の在り方は、一個人の情報を盗む、まるで“こそ泥”を連想させる。しかも、それを支援者にあるまじき主観的個人的見解で事実と反する内容を一個人の情報として管理保管するのは、条例の趣旨に反するだけでなく、人権侵害である。

「適正な業務に支障を来す」ではなく「不適正かつ不当な業務の助長」である。

(d) 文書下方の平成28. ○. ○ ○ : ○の「相談主訴」「要旨」について

前述のとおり、不当である。適正な業務に支障を来すとして法的保護されるべきならば、可能性ではなく蓋然性を示さなければならない。

c 諮問第566号

この電話記録は、審査請求人から連絡を求めた事案によるものである。

よって、「主訴」は請求人の主たる訴えでなければならない。その本人情報が非開示とは不当である。条例16条6号は「開示することにより事業の適正な遂行に支障を来すおそれ」がある情報を非開示とするものである。

例えば、担当者の捉え方に誤りがあったり、意図しない齟齬があったりすると、主訴を開示することにより言及される場合もあるだろう。その手間等考慮しての非開示であるのか。仮にそうだとするならば、関係者間の信頼関係を損なうのではなく、端からその信頼関係構築を放棄する不適切な業務遂行である（支援は双方の信頼関係があってこそ成り立ち、それが児童相談所の主たる目的、子どもの福祉達成につながるのではないか）。

また、担当者が開示することにより主訴ごとき判断が消極的になるなどとは、適正な業務自体を放棄することでもある。

やり取りの記録は、対応の証拠として残すと同時に、本来の目的は、チームで情報を共有し、それを援助方針策定→実施→評価につなげていく相談・援助過程の重要な手がかりであり、判断材料である。

よって、最も適切な援助を行うためには、記録に万が一誤りがあったとするならば訂正も必要だが、担当者だけでどうしてその誤りに気付けるのか。

また、誤りがあれば訂正、一方で判断に誤りがないのであれば、相手を納得させ同意させる取組も支援者たる業務の一つではないか。

このように、“判断”又は“評価”ではあるが、本人の情報を当然のごとく非開示にするのでは、信頼関係も適切な支援もなく、支援者の質の向上も図れないという、全くもって不適正な業務遂行を促進するものである。

よって、条例16条6号を適用すべきではない。

「詳細」の記述についても然りである。

d 諮問第567号

(a) 「相談主訴」について

この記録に関する事案は、審査請求人から連絡を求めたものである。よって、相談主訴を非開示とすることは不当である。

(b) 「要旨」について

3行目の非開示部分は、審査請求人の態様等を記述したものと思われるが、これは公文書であり、記録者のメモではない。他者も当然閲覧する。そこに、その人の人格や人間性を想定し得る記述が主観で記録されていたり、誤った記録であった場合、個人の人権侵害となるおそれも当然あり得る。非開示を当然としてしまっただけでは、記録者（担当者）の主観の暴走を認めてしまうことになる。条例16条6号に値しないばかりか、条例1条等、本条例の目的にも反するものである。よって不当である。

適切な業務（客観的な記録の推進）のためにも非開示とすべきではない。客観的で正当な記録であれば、たとえ記述された本人が不快に感じたとしても致し方ないことではないか、苦情があっても、それは客観的であり、正当なら正当と児童相談所がよく口にし、執り行っている断固とした態度で臨めばよいだけのことである。

e 諮問第569号

(a) 「相談主訴」について

一般的な相談主訴は、相談者（担当者ではなく相談をする本人の意）の主たる訴えと認識している。それを非開示とする理由はなく、また、本人の主たる訴えを担当者の判断で捉えて記述されたものであったとしても、条例に規定される非開示情報として保護に値するものではない。

他方、上述の相談主訴とかけ離れたものであり、児童相談所独自の意図があるとするならば、相談主訴などという表記は使用すべきではないのではないか。仮に、ここでの相談主訴が児童相談所の意図する“支援内容”などの意味合いであっても、支援を受けた側に非開示として秘匿にすべきではない。条例16条6号の開示することによって適正な業務に支障を来すものとはならない。

また、“適正な業務”について取えて補足するなら、「児童相談所運営指針」・「虐待対応の手引き」・「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」等の厚生労働省通知によると、「保護者およびその子どもに十分説明し」とある。これに反し、支援内容を伝えない、事後において公表しないとといったルールは見当たらない。よって、非開示にすることは不適正な業務の促進といえる。

(b) 「詳細」について

通知書にある非開示理由は条例で規定されるものではない。評価・判断全てが非開示情報とはされていない。あくまで開示することにより、適正な業務に支障を来すおそれがある限りである。

また、相談援助方針が明らかになったとしても同様である。関係者との信頼関係については、逆に明らかにしないことが信頼関係を構築できない要素でもある。

支援は双方間の通行（やり取り）があつてこそ、その都度適切な支援の継続につながる。判断や評価を相手に伝えず支援を続けることは、本人にとっては、なぜそうされるのか理解できず、疑問はもとより疑念、そして不信感が生じるだけである。支援がただの“縛り”となつて、支援の主体は本人及びその子であるのに、ただ“縛られ”るだけで本人に支援を受け入れ、それ

に乗じていく意欲が生まれるだろうか。

そして、援助方針を明らかにしないなど、どこにそのような法令・指針があるのか。

この文書では、家庭訪問であるにもかかわらず、開示情報に家庭状況が記されていない。とすると、非開示情報は、家庭情報等に関する内容と推測するが、それも個人情報であり、当然開示情報である。そして、その情報に基づき、本人へフィードバック、改めるべきところは指導し、問題がなければそれを今後も継続するよう促すなど、適切な支援（指導）をしなければならないところ、児相が行っていることは、主体は担当者であり、その実行支援といえ、自身の業務のための支援でしかない。それを証明するのは、この“一部開示決定”である。

f 諮問第570号

(a) 「相談主訴」について

一般的な相談主訴は、相談者の主たる訴えと認識している。それを非開示とする理由はなく、また、本人の主たる訴えを担当者の判断で捉えて記述されたものであったとしても、条例に規定される非開示情報として保護に値するものではない。

まして、この電話連絡は本人から求めたものである。本人の訴えを記されるべきであるところである。にもかかわらず、相談主訴を非開示とすることは、不当である。

イ 意見書

(ア) 非開示理由について

a 「相談主訴」について

(a) 本件理由説明書に至って初めて非開示理由として少しだけ具体的な内容が表明された。「これを開示し、その意向を取り入れてしまうことにより、事業の適正な遂行に支障」である。

しかしながら、この着眼点は、実際の業務実態と、この相談主訴の性質から、大きくかけ離れているものである。開示したら、児童相談所は、その意

向を取り入れるのかという点である。現実には到底想定できない“対応”であるが、審議の際に実施機関の担当者に「意向を取り入れることもあるのか」どうか聴取されたい。

逆に、「取り入れることもある」とするならば、それは意向ではなく、全くの間違いであった場合であり、条例にも規定されているとおり、正しく正確に記録するために訂正をしなければならない。前者にせよ後者にせよ、何ら適正な業務に支障を来すおそれはない。非開示を妥当とする理由がない。

なお、審査請求人は、審査請求書では、相談主訴を一般的な本人の“主訴”として捉え、それを基に主張を行っている。ここでいう一般的な“主訴”とは、その全体の相談内容を簡潔に要約したもの、例えば「〇〇したい」「〇〇できない」である。しかし、どうやら児相の“相談主訴”は、主訴ではなく、受理相談内容の大別であるようだ。

(b) 請求人は、ここにある相談主訴が、受理した相談の種類と内容を体系的に分類して整理している項目であることは理解した。

それでは、それを開示した場合の支障について、考察する。

まず、請求人の相談は、「被虐待」であることは自他ともに認める相違ない事実である。児相の専らの判断により決定されたそれであるならば、その判断及び表記は公正かつ正確である。

いずれにしても、それを開示した場合に、請求人が知った場合に、適正な業務に支障を来すおそれなどない。

他方、児相は請求人だけを相手にしているわけではなく、同種の相談業務は反復されるため、他者及び将来の適切な業務の支障となるおそれはないか、考察する。

例えば、相談者本人は、しつけ相談のつもりで相談していた。ところが、よく話を聞いていると、子どもに問題があるというより、親に問題があり、虐待も見受けられるケースがあったとしよう。この場合の相談内容は、育成相談ではなく、養護相談の被虐待となるかもしれない。そうなった場合、その相談者が相談主訴を知ると、自身はしつけの相談だったのに、虐待親扱いされている、と反発を招くケースもあるかもしれない。そうなった場合、そ

の相談者は、であるならば相談などしない、と拒否し、援助が行えなくなる可能性も否めない。これは、適正な業務に支障を来す、その一つのおそれに値するものではある。しかし、相談援助は、相談者をだまし、又は肝心なところはオブラートに包んで目的を達成しようとしても、遠回りの上に成果は薄いし、開示請求しなくても、いずれ相手は感じ取ることであろう。

感じ取った際に率直に受け止められる場合もあるが、逆に「だまされた」感を抱くケースもあり、それはその後大きな支障となる。開示・非開示の問題ではなく、援助者は援助内容（相談内容含む）を相談者に示し、相談者はそれに向き合う、そう導くことが適正・適切な支援が行えて目的も達成できるというものだ。支援過程の弊害として、相談当初に相談者が虐待扱いと知っての驚きよりも、全くそんなことは言わなかったのに虐待だったと後から知ったことにより起こる驚きや反応の方が、何倍も大きく、取り返しもつかないものともなり得る。それは子どもの福祉を妨げることにもなるのである。

また、支援内容（又は相談内容）を示すことにおいて相談者によっては生じるかもしれない反発や拒否等は、援助者の手腕次第で支援関係にできるのである。それができないのであれば、担当者（援助者）は資質向上のため研修でも何でも受けて切磋琢磨すべきである。

想定の問題で話を進めたが、要するに、相談内容は相談者に秘密にするものではないし、秘密にして援助を行うものではない（それは指針等でもうたわれている）、よって非開示にする理由はない。

b 「要旨」「詳細」について

相も変わらず「開示することにより、相談援助の方針が明らかになり」「又は本人以外の第三者との信頼関係が損なわれ」「児童相談所の業務の遂行に支障が生じるおそれ」が理由とされている。

(a) まず、そもそも児童相談所の相談援助の方針策定又は実施は、法令でも指針でもガイドラインでも、秘匿でもなければ秘密裏に行うなどと示されていない。むしろ逆で「援助方針の策定にあたっては保護者等の参画を図るな

ど」「援助方針は子どもと保護者に十分に説明し理解と協力を求め」である。処分庁の示した理由は相談援助の方針を明らかにしないことを前提としているが、それ自体が不適正であり、それによって生じる弊害は審査請求書、反論書でも述べたとおり、少なくない。それが、ひいては児童相談所業務の真髄である「子どもの福祉達成」に支障を来すものである。

(b) 次に、本人以外の第三者との信頼関係が損なわれるという可能性についてであるが、黒塗り部分記載中に本人以外の第三者の存在が含まれていてその可能性が想定できるものであるが、電話記録や家庭訪問記録にそれが含まれてはいないはずである。ここでいう本人以外の第三者とは誰を指し（もし第三者が存在する場合、理由に誰を指すのかは明確にできないのは理解できるが）、その信頼関係とは児相と第三者間であるのか、本人と第三者間を指すのか不明である。第三者が存在するとしたら、条例16条2号が妥当であると解し、子どもを第三者とするならば条例16条8号適用となるのではないか。理由の意味が不明のため、明確にされたい。

(c) 家庭訪問や電話記録の詳細部分の非開示箇所について

中には請求人が発言したとするかぎ括弧を用いた発言内容まで黒塗りにした箇所がある。それ以外にも、これは事実を正確に記録する箇所でありながら、数文字黒塗りとなっている。それは、発言そのものというより、担当者の視点で請求人の表情や動作や又は意図をどのように捉え、どのように記録に表現したかであると推測する。それも、担当者の判断によるものであろうが、それを開示したところで、どのような支障があるというのだ。児相の〇〇は請求人を犯罪者（虐待以外のことで）だの威嚇的など本人の名誉感情を傷つける中傷を直接行ってきたが、同様のことが記載されているのかもしれない。そうだとすると、〇〇の言葉を借りれば、「だから何なの。」（何か適正な業務遂行に支障があるの。）である。そうではないとしても、事実記載ではない。

また、他者の客観的な視点は本人にとっても有効である。ただし、児相の記録には事実と反する、又は脚色や湾曲といった主観や恣意が含まれている

からして、単に有効だけには留まらないケースもあるかもしれない。それはそれで、訂正請求等を行えばよい。

(d) 各場面の評価は総合評価とは一致しないことがある、について

援助過程においては当然の過程である。各場面の評価双方を照合した場合に本人が矛盾として捉えたり、誤解を招いたり、いらぬ摩擦が生じることを想定しているのだろうか、と請求人は推測するが、その摩擦は「各々の場面評価は総合評価と必ずしも一致しないことがある」旨と、多少の根拠説明で、その誤解は解決できる。

そもそも、児童相談所と個人の関わりは、問題があるから関わりを持つことになり、その問題の解決を子どもの福祉を叶えるのが児童相談所であり、そのために逐一記録し援助に役立てるのが記録の目的である。同一人物が記録する個人の評価が時間の経過とともに変化していくのは当然の成り行きであるし、他方、同一時期に記録されているものであっても、記録者次第の視点やその場面の状況、個人のその時の状況によって評価は違うものとなるのも当然である。だからこそ、援助は単独で行わずチーム制が求められているのであって、その多角的なアセスメントが真のニーズを捉え、最も適切で最善の援助方針を導き出すことになるのである。いずれにしても、当然の事態を非開示理由とするなど、理由にならない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 児童相談所の運営及び活動

児童相談所の運営及び活動については、厚生省児童家庭局長が平成2年3月5日付児発第133号として発出し、現在は地方自治法（昭和22年法律第67号）245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として運用されている「児童相談所運営指針について」（以下「指針」という。）を踏まえて行われている。

また、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「施行細則」とい

う。) 12条2項は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 27条1項2号の規定により指導を行う者について、「指導している児童またはその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない。」と規定している。これを受け、指導経過記録票は、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が行う法に定める業務について、児童又は保護者に対する指導・所見等や関係機関等との連絡調整の内容の経過について、時系列で記録される公文書である。

児童相談所においては、相談援助活動を効果的に実施するため、児童や保護者の問題の性質や生活環境等について、専門的・学問的知見に基づいて分析し、合理的見地から最善の処遇方針等を検討する必要がある。このため、指導経過記録票の作成に当たっては、単なる事実の記載ではなく、実施機関が心理面接や相談援助活動実施時における対象児童や保護者の言動等を観察・分析して行った評価や判断を記すこととして運用されている。

東京都(以下「都」という。)の児童相談所業務においては、指導経過記録票は、相談業務を取り扱う児童福祉司、児童心理司、児童相談所医師により、児童相談所情報管理システムで入力・作成処理されており、指導経過記録票に記載される各項目については、下記のように取り扱われている。

ア 相談主訴

指針では、3章2節2「相談の種類、受付経路」で児童相談所が取り扱う相談の種類を示している。

「相談主訴」とは、都が指導経過記録票に設けている項目の一つであり、指針を参考に児童相談所がその業務の遂行のため、受理した相談の種類と内容を体系的に分類して整理している項目である。児童相談所に寄せられる相談については、児童及び保護者からの相談のほか、法25条に基づく通告によるもの、少年法(昭和23年法律第168号)に基づくもの等、相談経路やその内容が、多岐にわたるものであり、その種類と内容をどのように分類・整理するかについては、相談援助活動を効果的に実施していく観点から、児童や保護者等の抱える問題の性質等を専門的知見に基づき分析し、最善の援助方針等を検討する必要があるため、専ら相談を受理した児童相談所の判断により決定されるもので、後に児童相談所の業務の実態を把握するための統計にも用いられていくものである。

イ 要旨

「要旨」は、下記ウに述べる詳細の要点を簡潔に記載する項目である。このほか簡易な電話連絡の記録を記載するため等にも使用されているものである。

ウ 詳細

「詳細」は、指導経過を記録する項目である。児童相談所が行った面接、調査等相談業務の具体的内容及び当該調査を通じて把握した情報、それに基づく実施機関の判断等を記載する。

(2) 非開示の理由

ア 諮問第562号

(ア) 「相談主訴」

「相談主訴」の取扱いは、前記(1)アで示したとおりである。相談の種類と内容をどのように整理するかについては、専ら児童相談所の判断によるものである。児童相談所の相談援助に関する方針が、児童本人及びその関係者に明らかになると、そのような者から自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、これを開示し、その意向を取り入れてしまうことにより、相談援助に関する方針の策定に影響を及ぼす等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号を適用して非開示とした。

(イ) 「要旨」の一部

「要旨」の取扱いは、前記(1)イで示したとおりである。

非開示とした部分は、家庭訪問時の評価・判断に関する情報又は相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助に関する方針が児童の関係者に明らかになると、そのような者から自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われる等の事態が想定され、又は本人以外の第三者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例16条6号により非開示とした。

(ウ) 「詳細」の一部

「詳細」の取扱いは、前記(1)ウで示したとおりである。

非開示とした部分は、平成28年〇月〇日の家庭訪問時の評価・判断に関する情報又は相談業務の詳細に関する情報である。

法27条1項2号の措置は、保護者及び児童について、来所面接、家庭訪問、関係機関調査等により、一定程度その変化の過程を観察し、社会診断・心理診断を行う必要がある。

また、児童相談所の援助の指針の作成の過程は、指針1章4節2(10)図一3のとおり、児童福祉司等の診断を基に総合判断を行うものであることから、各々の場面の評価(所見)は、総合評価と必ずしも一致しないことがある。

非開示とした部分は、家庭訪問時の評価・判断に関する情報又は相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助に関する方針が児童の関係者に明らかになると、そのような者から自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われる等の事態が想定され、又は本人以外の第三者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例16条6号により非開示とした。

また、非開示とした部分には、審査請求人以外の第三者の情報が含まれており、開示することによって審査請求人以外の第三者の権利利益を損ねるおそれがあるため、条例16条2号により非開示とした。

イ 諮問第563号

(ア) 「相談主訴」

上記ア(ア)と同様の理由から、条例16条6号の規定により非開示とした。

(イ) 「要旨」の一部

上記ア(イ)と同様の理由から、条例16条6号の規定により非開示とした。

(ウ) 「詳細」の一部

「詳細」の取扱いは、前記(1)ウで示したとおりである。

非開示とした部分は、平成28年〇月〇日の家庭訪問時の評価・判断に関する

情報又は相談業務の詳細に関する情報である。

法27条1項2号の措置は、保護者及び児童について、来所面接、家庭訪問、関係機関調査等により、一定程度その変化の過程を観察し、社会診断・心理診断を行う必要がある。

また、児童相談所の援助の指針の作成の過程は、指針1章4節2(10)図一3のとおり、児童福祉司等の診断を基に総合判断を行うものであることから、各々の場面の評価(所見)は、総合評価と必ずしも一致しないことがある。

非開示とした部分は、当該場面の評価・判断に関する情報又は相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助に関する方針が児童の関係者に明らかになると、そのような者から自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われる等の事態が想定され、又は本人以外の第三者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例16条6号により非開示とした。

ウ 諮問第566号

(ア) 「相談主訴」

上記ア(ア)と同様の理由から、条例16条6号の規定により非開示とした。

(イ) 「詳細」の一部

「詳細」の取扱いは、前記(1)ウで示したとおりである。

非開示とした部分は、平成28年〇月〇日の電話時の評価・判断に関する情報又は相談業務の詳細に関する情報であり、上記イ(ウ)と同様の理由から、条例16条6号により非開示とした。

エ 諮問第567号

(ア) 「相談主訴」

上記ア(ア)と同様の理由から、条例16条6号の規定により非開示とした。

(イ) 「要旨」3行目

「要旨」の取扱いは、前記(1)イで示したとおりであり、当該記録は、平

成28年〇月〇日の電話対応記録である。

非開示とした部分は、電話時の評価・判断に関する情報又は相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助に関する方針が児童の関係者に明らかになると、そのような者から自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われる等の事態が想定され、又は本人以外の第三者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例16条6号により非開示とした。

オ 諮問第569号

(ア) 「相談主訴」

上記ア(ア)と同様の理由から、条例16条6号の規定により非開示とした。

(イ) 「詳細」6行目

「詳細」の取扱いは、前記(1)ウで示したとおりである。当該記載は、平成28年〇月〇日の家庭訪問時の記録であり、上記イ(ウ)と同様の理由から、条例16条6号により非開示とした。

カ 諮問第570号

(ア) 「相談主訴」

上記ア(ア)と同様の理由から、条例16条6号の規定により非開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年12月16日	諮問(諮問第562号、第563号)
平成29年 1月10日	諮問(諮問第566号、第567号)

平成29年 1月16日	諮問（諮問第569号、第570号）
平成29年 6月29日	新規概要説明（第174回第二部会）
平成29年 7月 7日	実施機関から理由説明書收受
平成29年 7月27日	実施機関から説明聴取（第175回第二部会）
平成29年 8月28日	審査請求人から意見書收受
平成29年 9月 4日	審議（第176回第二部会）
平成29年 9月25日	審議（第177回第二部会）
平成29年10月24日	実施機関から理由補充説明書收受
平成29年10月30日	審議（第178回第二部会）
平成29年11月20日	審議（第179回第二部会）
平成29年11月27日	審査請求人から意見書收受
平成29年12月18日	審議（第180回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第562号、第563号、第566号、第567号、第569号及び第570号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 児童相談業務等について

(ア) 児童相談所について

法2条3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、法12条1項で都道府県が児童相談所を設置する義務を定め、同条2項において児童相談所の主たる業務を定めている。

また、都における児童相談所は、東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）1条に基づき設置され、東京都児童相談所処務規程（昭和32年東京都訓令甲第39号）に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。

(イ) 児童相談所運営指針について

厚生省は平成2年に、児童問題の複雑化や多様化を背景とし、児童相談所の適切な運営及び相談援助活動の円滑な実施に資するものとして、指針を都道府県知事宛て通知しており、児童相談所は、当該指針を踏まえて業務を運営している。

(ウ) 指導経過記録票について

施行細則12条2項は、「法第27条第1項第2号の規定により指導を行う者は、指導している児童またはその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない。」と規定している。指導経過記録票は、当該規定に基づき、児童又はその保護者に関して作成する記録であり、当該事案への関与が長期化する場合や担当職員に変更があった場合にも、当該指導経過記録票を通じて一貫性のある援助等を実現するため、児童相談所が対象児童に関する相談を受けた時からの記録を記載するものである。

なお、都においては、相談業務を取り扱う児童福祉司、児童心理司、児童相談所医師により、児童相談所情報管理システムで入力・作成処理されている。

ウ 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る開示請求の内容は、別表に掲げる本件開示請求1から6まで

であり、実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象保有個人情報 1 から 6 までを、それぞれ対象保有個人情報として特定し、同表に掲げる本件非開示情報 1、2 及び 4 が条例16条 6 号に、本件非開示情報 3 が同条 2 号及び 6 号に該当するとして、当該各部分を非開示とする一部開示決定を行った。

エ 条例の定めについて

条例16条 2 号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第 9 号から第 11 号までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条 6 号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件非開示情報 1 から 4 までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報 1 について

実施機関によると、「相談主訴」は、都では指導経過記録票に設けている項目であり、指針を参考として、児童相談所がその業務の遂行のため、受理した相談の種類と内容を体系的に分類して整理しているものである。児童相談所は、受理した相談の種類と内容に応じて、厚生労働省が示す指針を参考に「相談主訴」

を決定し、その決定区分は、児童相談所の業務の実態を把握するための統計の基礎としても用いるとのことである。

また、「相談主訴」は、相談援助活動を効果的に実施していく観点から、児童や保護者等の抱える問題の性質等を専門的知見に基づき分析し、最善の処遇方針等を検討する必要があるため、相談を受理した児童相談所の判断に基づき決定すると実施機関は説明する。

そこで、審査会が本件非開示情報1を見分したところ、指針では、児童相談所で受け付ける主な相談として「養護相談」、「保健相談」、「障害相談」、「非行相談」及び「育成相談」の5種類が掲げられ、これらの種類に応じた相談内容が一覧表となっており、本件非開示情報1には、同表に則した情報が記載されていることが確認できた。

また、指針8章4節「統計」には、児童相談所の業務の実態を把握するための統計の基礎データは、各種の台帳等によることが適当である旨の規定があることも確認できた。

これらのことから、本件非開示情報1を開示することにより、児童相談所の相談援助に関する方針が児童本人及びその関係者に明らかになると、関係者から自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、相談援助に関する方針の策定に影響を及ぼすなど、児童相談所の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2及び4について

実施機関によると、指導経過記録票における「要旨」は指導経過の要点を簡潔に記載し、「詳細」は指導経過を記録する項目であり、これらの項目には、児童相談所が行った面接、調査等相談業務の具体的内容及び当該調査を通じて把握した情報、それに基づく児童相談所の判断等を記載するとのことである。

本件対象保有個人情報1から6までは、法27条1項2号に基づく児童福祉司による指導に関し、審査請求人の子及び審査請求人について、来所面接を通じ一定程度その変化の過程を観察し作成したものであり、本件非開示情報2及び

4には、上記児童福祉司による指導の経過が記載されていると実施機関は説明する。

この点について審査会が確認したところ、法27条1項2号では、都道府県知事が法の規定による報告等があった児童につき、児童又はその保護者を児童相談所その他関係機関等において児童福祉司等に指導等させる旨規定されており、本件対象保有個人情報1から6までの作成並びに本件開示請求及び本件一部開示決定は、いずれも同号に基づく児童福祉司による指導が実施されている期間内に行われていた。

審査会が見分したところ、本件非開示情報2及び4には児童相談所が行った面接等を通じて把握した情報やそれに基づく判断等が記載されており、これらの情報を開示することにより、児童相談所の相談援助に関する方針が児童の関係者に明らかになると、それらの者から自身の意向を取り入れるよう働きかけが行われるなどの事態が想定され、相談援助に関する方針の策定に影響を及ぼすなど、児童相談所の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報2及び4は条例16条6号に該当するため、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものが記載されていることが確認できた。したがって、本件非開示情報3は、条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、同条6号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

審査請求人は、審査請求書及び意見書その他資料においてその他種々の主張を行っているが、これらは当審査会の判断を左右するものではない。

なお、審査会が調査したところ、本件対象保有個人情報の範囲は適切であったものの、審査請求人に対し、本件対象保有個人情報1から6までと審査請求人の

開示請求対象外となる部分とを区分して明示していなかったことが確認された。

今後、実施機関においては、保有個人情報の開示に際して、適切な処理を行った上で開示が行われることを強く望むものである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二